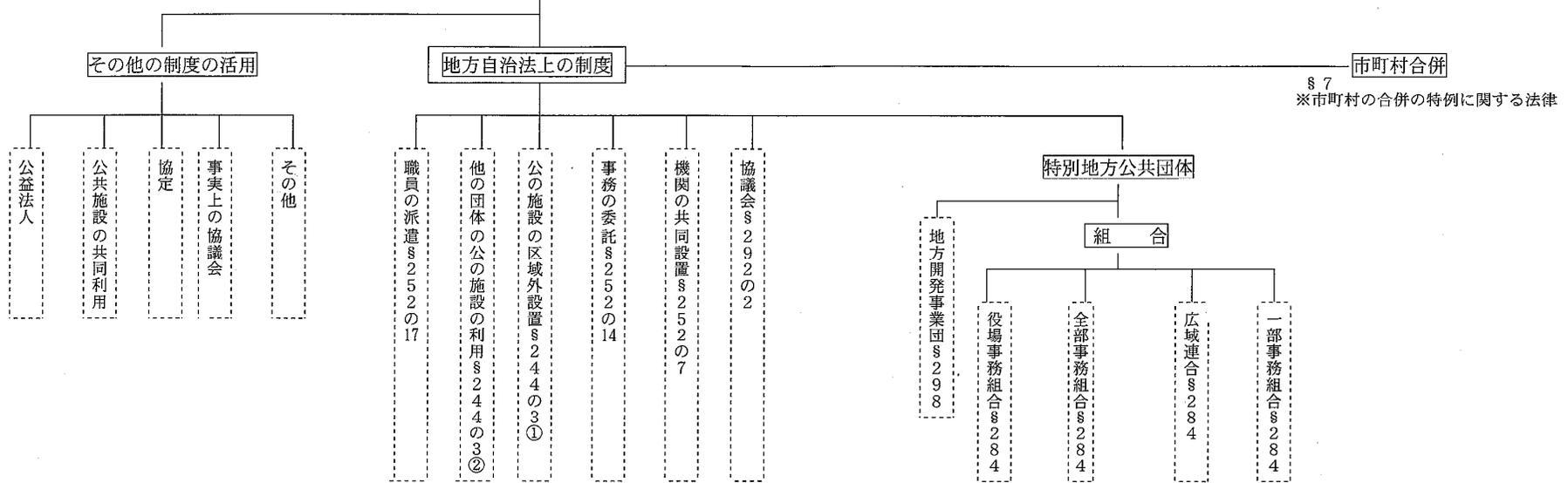


4 広域行政制度、市町村制度

広域行政制度



広域行政制度の一覧表

分類	設立目的	特徴等
協議会 § 252の2	○地方共同団体が共同して行う事務の一部の管理、執行、連絡調整及び広域にわたる総合的計画の策定等	○法人格を有さないため、固有財産の所有など、権利・義務の主体並びにハード事業の主体にならない ○協議会には以下の3つの種類がある ①管理執行協議会、②連絡調整協議会 ③計画協議会
機関の共同設置 § 252の7	○地方公共団体の執行機関、附属機関、職員の共同設置	○共同設置された機関は、共同設置をした各地方公共団体の執行機関としての性格を有する
事務の委託 § 252の14	○地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の市町村に委託	○最も活用されている広域行政制度 ○事務処理の権限は、受託団体が有し、委託団体は権限を失う ○委託者に適用すべき規定は受託者に適用 ○事務の執行には受託者の条例等を適用
公の施設の区域外設置 § 244の3①	○公の施設を当該地方公共団体の区域外に設置	○設置する他の地方公共団体の住民との間に公法的使用関係を生じない場合は本項に該当しない(例：職員の福利厚生施設)
他の団体の公の施設の利用 § 244の3②	○他の団体の公の施設を自己の住民の利用に供させる	○ここでいう「公の施設」とは、その設置目的が自己の住民に利用させることを本来の目的としているものに限られる
職員の派遣 § 252の17	○普通地方公共団体における事務、技術の交流促進	○派遣職員は、派遣を受けた地方公共団体の職員の身分を併せ有する ○派遣職員の給料、手当(退職手当を除く)及び旅費は、派遣を受けた団体の負担とされている

分類	設立目的	特徴等
一部事務組合 § 284	○地方公共団体の事務の一部等の共同処理	○地方自治法制定前からの制度で、全国的にも広範な事務事業に活用されている
広域連合 § 284	○地方公共団体の事務等で広域にわたり処理することが適当であると認めるものに関する広域計画の作成 ○その事務の一部の広域にわたる総合的かつ計画的な処理	○国等から直接、権限・事務の委任が受けられ、また、権限・事務の委任も要請できる ○規約の変更を構成団体に要請できる ○広域計画の実施に必要な措置を取るよう勧告することができる ○処理事務の広域計画を策定、公表しなければならない ○議員及び長の選出方法は、直接選挙又は間接選挙による ○住民に直接請求権がある(条例制度改廃、議会の解散等)
全部事務組合 § 284	○町村の事務の全部の処理	○町村特有の制度で成立と同時に各町村の議会及びすべての執行機関は消滅する ○成立後は他の組合に加入できない ○昭和32年以降存在しない
役場事務組合 § 284	○町村の執行機関の事務全部の処理	○町村特有の制度で各市町の議会を存続しつつ執行機関の事務の全部を処理 ○組合の成立と同時に執行機関は消滅する ○成立後は他の組合に加入できない ○昭和35年以降存在しない
地方開発事業団 § 298	○一定の地域の総合的な開発計画に基づく以下の事業の総合的な実施 ・住宅、道路等の建設 ・用地等の取得、造成 ・土地区画整理事業に係る高次	○組織としての議会を設置せず、理事制度を採用 ○事業団が事業を開始するためには、設置団体が事業団に委託すべき事業に関する事業計画を決定し、個々具体的に事業を委託する必要がある。 ○原則として、施設、土地の維持管理は行えない。

中核市制度の概要

第一 制度の趣旨

指定都市以外の都市で規模能力が比較的大きな都市について、その事務権限を強化し、できる限り住民の身近で行政を行うことができるようにするもので、平成7年4月1日に施行された。

第二 制度の概要

第1 中核市の権能（地方自治法第252条の22関係）

- 1 中核市は、指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県が都道府県の区域にわたり一体的に処理することが効率的な事務その他の中核市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより処理することができる。

（注）具体的には、福祉、衛生、まちづくり等の事務を処理する。

- 2 中核市がその事務を処理するに当たって、都道府県知事の指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令で定めるところによりこれらの指示その他の命令に関する法令の規定を適用しないものとする。

（注）具体的には、福祉分野について監督の特例が設けられている。

第2 中核市の要件（地方自治法第252条の23関係）

人口30万人以上を有すること。

面積100平方キロメートル以上を有すること。

「昼夜間人口比率100超」の要件は、平成12年4月1日から削除された。

第3 中核市の指定に係る手続（地方自治法第252条の24関係）

- 1 中核市は、政令で指定する。
- 2 自治大臣は、中核市の指定に係る政令の立案をしようとするときは、関係市からの申出に基づき、これを行う。
- 3 2の申出をしようとするときは、関係市は、あらかじめ当該市の議会の議決を経て、都道府県の同意（当該都道府県議会の議決が必要）を得なければならない。

第三 中核市の指定状況（平成12年4月1日現在）

全国で27市（堺市、和歌山市など）

第四 中核市制度を巡る最近の議論

第26次地方制度調査会において、権限移譲を積極的に推進するため要件緩和について議論され、「移譲される事務に関する行政需要のまとめ、これに対応する行財政能力、都道府県の行政サービスの効率性といった観点を踏まえ、人口50万人以上の市については面積要件を廃止することが適当」との答申がなされた。

特例市制度の概要

第一 制度の趣旨

市町村への権限委譲を推進する観点から、行政ニーズが集中し事務処理に必要とされる、専門的知識・技術を備えた組織を整備することが可能と考えられる市町村に対し、一定の事務をまとめて委譲することができるよう、特例市制度が創設され、平成12年4月1日から施行された。

第二 制度の概要

第1 特例市の権能（地方自治法第252条の26の3関係）

1 特例市は、中核市が処理することができる事務のうち、都道府県が都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが特例市が処理することに比して効率的な事務その他の特例市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより処理することができる。

（注）具体的には、福祉、衛生、まちづくり等の事務を処理する。

2 中核市がその事務を処理するに当たって、都道府県知事の指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令で定めるところによりこれらの指示その他の命令に関する法令の規定を適用しないものとする。

第2 特例市の要件（地方自治法第252条の26の3関係）

人口20万人以上を有すること。

第3 特例市の指定に係る手続（地方自治法第252条の26の4関係）

地方自治法第252条の26の4の規定により、中核市の指定に関する規定が準用されている。

1 特例市は、政令で指定する。

2 自治大臣は、特例市の指定に係る政令の立案をしようとするときは、関係市からの申出に基づき、これを行う。

3 2の申出をしようとするときは、関係市は、あらかじめ当該市の議会の議決を経て、都道府県の同意（当該都道府県議会の議決が必要）を得なければならない。

第三 特例市の指定状況（平成12年11月1日現在）

全国で10市